

平成20年度第1回 愛知県都市計画審議会常務委員会

と き 平成20年9月9日(火)午後1時

ところ 愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局(都市計画課課長補佐 安達正人)】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、平成20年度第1回愛知県都市計画審議会常務委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、まず事務局からお知らせがございます。

愛知県では、6月1日から9月30日までを「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」実施期間とし、軽装、ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の常務委員会におきましても、幹事及び事務局は軽装、ノーネクタイで対応させていただいております。どうかご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、傍聴人の皆様をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面をご覧ください。既にお読みいただいていると思いますが、簡単に注意事項を申し上げます。

会議の開催中は静粛に傍聴して下さるようお願いいたします。

携帯電話は、電源を切って鞆などにしまってくださいようお願いいたします。

録画、録音等は禁止されております。

そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はおやめください。

以上、注意事項を遵守して傍聴していただきますようお願いいたします。

議事に入ります前に、愛知県都市計画審議会常務委員会について、少しお時間をいただきましてご説明いたします。

愛知県都市計画審議会常務委員会は、愛知県都市計画審議会条例第6条の規定に基づきまして、審議会の権限に属する事項のうち軽易なものを処理するために審議会に設置され、審議会委員の皆様のうち10名の委員の方々に構成されております。

軽易なものとは、愛知県都市計画審議会運営規程第11条に規定されております。名称の変更をはじめとする軽易な都市計画の変更や建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置に関する事項などがこれに該当いたします。これら軽易な案件は、以前はすべて常務委員会だけで審議されておりましたが、平成13年4月に愛知

県都市計画審議会運営規程が改正され、本審議会においても審議できることとされました。この運営規程の改正は、平成12年4月施行の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「地方分権一括法」による都市計画法の一部改正により、それまで県の都市計画審議会に付議することとされていた市町村決定案件について、法定の市町村都市計画審議会に諮ることとされ、県の都市計画審議会に付議される件数が減少したため、常務委員会への付議件数が著しく少ない場合など、常務委員会に審議を委任するより本審議会で審議を行ったほうが合理的であると思われるケースが生じたことにより、軽易な案件について本審議会、常務委員会のいずれでも審議することができるようにしたものです。

この運営規程の改正以降、軽易な案件は本審議会で審議されてまいりましたが、今回は本審議会に付議される軽易でない議案がございましたので、平成12年9月8日以来8年ぶりに常務委員会を開催することになったものです。

以上、簡単に常務委員会について説明させていただきました。

次に、当常務委員会の委員の方々をご紹介させていただきます。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

まず、委員長でございますが、学識経験のある者として委員をお願いしております中京大学大学院教授奥野信宏委員長でございます。

次に、学識経験のある者として委員をお願いしております名古屋工業大学大学院教授堀越哲美委員でございます。

同じく、椛山女学園大学教授後藤節子委員でございます。

関係行政機関の職員として委員をお願いしております中部地方整備局長の佐藤直良委員でございますが、本日は代理出席をいただいております。

市町村の長を代表して委員をお願いしております名古屋市長の松原武久委員でございますが、本日はご欠席でございます。

同じく、半田市長の榊原伊三委員でございます。

同じく、設楽町長の加藤和年委員でございます。

県議会の議員として委員をお願いしております伊藤勝人委員でございます。

大見正委員でございます。

原田信夫委員でございます。

以上でございます。

それでは、会議に先立ちまして、委員長からごあいさつをお願いいたします。

【委員長（中京大学大学院教授 奥野信宏）】 改めまして、奥野でございます。

本年度第1回の常務委員会ということでございますが、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

この常務委員会が開催されるのは8年ぶりということでございます。皆様のご協力をいただきまして、円滑な議事運営を心がけてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 安達正人）】 ありがとうございます。

なお、本日の会議は2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当常務委員会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第6条第5項において読み替えて準用する同条例第5条第2項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（中京大学大学院教授 奥野信宏）】 ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第12条に基づきまして、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長職務代理者として、堀越哲美委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

愛知県都市計画審議会運営規程第13条において読み替えて準用する第8条第1項の規定によりまして、議事録署名者として堀越哲美委員、伊藤勝人委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、審議に入ります。

本日ご審議いただきますのは、提案書の目次に記載してございますように、第1号議案「知多北部都市計画公園の変更について」及び第2号議案「弥富市における特殊建築物の敷地の位置について」の2議案であります。

それでは、第1号議案「知多北部都市計画公園の変更について」を上程します。

県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 山下榮一】 公園緑地課長の山下でございます。

それでは、第1号議案の「知多北部都市計画公園の変更について」をご説明いたします。

この変更に関する議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面

番号1から3でございます。

最初に、図面番号1の総括図をご覧ください。

この図面は、知多北部都市計画区域のうち大府市の南部を示しており、図面右側上方には大府市役所及びJR東海道本線の大府駅、図面中央には青色実線で示した都市計画道路3・3・7瀬戸大府東海線(国道155号線)でございます。それから、図面左側上方には東海市との行政界、図面右側中央から下方にかけて東浦町との行政界がございます。この中で図面中央の赤色実線で囲まれた緑色の塗りつぶしにより示した区域が、今回変更しようとする知多北部都市計画公園9・5・1号あいち健康の森公園でございます。

図面番号2の計画図をご覧ください。

この図面は、知多北部都市計画公園9・5・1号あいち健康の森公園を中心に示したものです。今回変更に係る箇所は、公園西側を南北に走る都市計画道路3・3・15大府東浦線の西側に位置する第3駐車場と広場の2箇所において区域の変更を行うものです。

続いて、図面番号3の参考図をご覧ください。

この図面は、今回の区域変更に係る第3駐車場と広場を中心に拡大したもので、削除する区域を黄色の塗りつぶし、追加する区域を茶色の塗りつぶし、変更後の公園区域を赤色の実線で囲まれた区域で示してございます。図面中央の第3駐車場と広場の間を東西に走る大府市道村木半月線につきましては、公園入り口へ至るアクセス道路の1つとなっております。

この大府市道については、沿道に福祉、医療施設の建設計画があり、今後交通量の増大が予想されることから、公園利用者を含む道路利用者の交通安全を図るため、大府市が道路両側に歩道設置を行うことになりました。今回の変更は、この大府市道村木半月線の歩道設置による道路拡幅に伴い、公園の第3駐車場の一部約260㎡及び広場の一部約60㎡の合わせて約320㎡を公園区域から削除し、また、広場の西側隣接地の一部約320㎡を公園区域に追加するもので、変更による面積の増減はございません。

この道路拡幅によりまして、第3駐車場の面積が減少しますが、駐車場のレイアウトを変更することにより、現状の収容台数が確保でき、駐車場機能は保持されます。また、広場も道路拡幅による面積の減少がございましたが、西側隣接地の一部を公園区域に追加することによることで、広場機能の確保を図ります。

なお、今回都市計画変更に当たりまして、平成20年6月17日から7月1日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、当議案につきまして、大府市に意見照会をいたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上が本案件の説明でございます。よろしくご審議を賜るようお願い申し上げます。

【議長（中京大学大学院教授 奥野信宏）】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員（椙山女学園大学教授 後藤節子）】 第3駐車場は車両の駐車ということでわかるんですが、広場というのは主にどのような用途に使われているのでしょうか。

【議長（中京大学大学院教授 奥野信宏）】 それではお願いします。

【公園緑地課長 山下榮一】 広場のほうの用途でございますけれども、休憩所とか散歩ルートといったような形で利用させていただいております。

【委員（椙山女学園大学教授 後藤節子）】 わかりました。

【議長（中京大学大学院教授 奥野信宏）】 よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問もないようでございますので、採決をさせていただきます。

第1号議案について、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（中京大学大学院教授 奥野信宏）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「弥富市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明をお願いします。

【海部建設事務所建築住宅課長 山川博信】 海部建設事務所建築住宅課長の山川でございます。

第2号議案「弥富市における特殊建築物の敷地の位置について」をご説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書は5ページから7ページ、議案概要説明書は2ページをご覧ください。

申請者は、株式会社グローバルエコロジー、代表取締役大野智哉。名称は、株式会社グローバルエコロジー弥富コウジエネレーションズ。敷地の位置は弥富市楠2丁目75番の一部で、敷地面積は1万4,531.84㎡でございます。施設は鉄骨造2階建て、延べ面積235.16㎡の事務所棟

の建築並びに1日当たりの処理能力が2,244.8トンのがれき類の破碎施設及び同じく108.4トンの廃プラスチック類の破碎施設の計画でございます。

申請者は、平成17年から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けて、産業廃棄物の中間処理を弥富市楠3丁目20番2で行っており、平成18年には産業廃棄物収集運搬業の許可を既に受けております。今回、現在地に隣接する企業が大規模な工場への増設を計画したため、移転を余儀なくされました。そこで、この機会に申請地において、がれき類及び廃プラスチック類の破碎施設について、事業規模の拡大を図るため、本許可を申請するものでございます。

次に、図面番号4の総括図をご覧ください。

図面中央やや下、赤く塗りつぶされた建設地と示したところが敷地の位置でございます。当該敷地は弥富市の南東部に位置し、飛島村役場から南に約4.2km、伊勢湾岸自動車道湾岸弥富インターチェンジから南東に直線距離で約1.5km、同飛島インターチェンジから南西に同じく約2.4kmの名古屋港臨港地区内の工業地域内に位置しております。

なお、この臨港地区は名古屋港管理組合が土地所有者でございます。

次に、図面番号5の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面中央下の赤い斜線で示した部分でございますが、建設地を含むこの一画は、弥富6号線に対して東側が更地、南側が海という状況でございます。また、弥富6号線を隔てて西側はハウスメーカーの工場、航空機関連製造業の工場等が立地しております。

次に、図面番号6の計画図をご覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示したもので、赤枠は敷地の外周、黄色で塗りつぶした部分は建築物でございます。敷地への出入りは黒い三角で表示しており、南側の名古屋港管理組合の管理する道路を使用する予定でございます。敷地の外周には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響については、生活環境影響調査を実施した結果、騒音、振動等について、すべて環境保全目標をクリアしており、さらに尾張県民事務所海部県民センター環境保全課との協議を終えております。また、関係市町村である弥富市長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(中京大学大学院教授 奥野信宏)】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

す。

【委員(梶山女学園大学教授 後藤節子)】 ちょっとわからないものですから聞くんですが、この建設物は港の海に面しているわけですよ。私は環境の立場からこの委員になっているものですからお聞きしたいんですが、この破碎物とか、それからそういう破碎によって出る廃棄物、おそらく水なんかも使うと思うんですが、そういうような処理は十分になされているのかということと、それから破碎物はこのインターチェンジが2つありますが、そちらのほうへ運ぶのか、それとも海のほうへ持っていくのか、そのあたりはいかがでしょうか。

【議長(中京大学大学院教授 奥野信宏)】 お願いします。

【海部建設事務所建築住宅課長 山川博信】 まず最初に、排水の件でございますが、建物のほうから出ますものは合併浄化槽で処理した後、前面道路に放流します。

そして、もう一つ、敷地の中のほう、廃棄物のほうでございますが、全面コンクリート舗装をいたしまして、U字溝などで拾いまして、その後油水分離槽を3カ所設けてありますが、これらで油分を分離したのち、それから前面道路へ放流するというふうに、名港管理組合のほうからご指導をいただいております、そのようにしているという状況でございます。

それから、破碎した後ということでございますが、これは兵庫県のセメントメーカーのほうに送ります。そして、それをもう一回焼成、焼いてセメントにするということでございます。それはがれきのほうでございますが、そうじゃない廃プラのほうにつきましては、同じくその会社へ持ち込みまして、燃料として使用するということになっております。

以上でございます。

【議長(中京大学大学院教授 奥野信宏)】 よろしゅうございますか、先生。

【委員(梶山女学園大学教授 後藤節子)】 私自身がよくわかっていないんですが、そういう排水、そういうものはもちろん基準を満たして排水すると。

【海部建設事務所建築住宅課長 山川博信】 もちろんさようでございます。

【委員(梶山女学園大学教授 後藤節子)】 わかりました。

【議長(中京大学大学院教授 奥野信宏)】 そのほか、ご質問、ご意見がございましたら。

よろしゅうございますか。それでは、ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第2号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(中京大学大学院教授 奥野信宏)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第2号議案につきまして、都市計画上支障ないものと認めます。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

何か全体としてご発言がございましたら、よろしゅうございますか。

それでは、大変ご熱心にご審議をいただきました。ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 安達正人）】 ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

（閉会 午後1時21分）